

「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案

	大分類	中分類	審議会における議論の要旨(解説)	大分類説明
1	前文	-	越谷市の特性は豊かな水と緑の自然や農地に代表される快適な環境と日光街道沿いに発展した特色ある歴史・文化性にあるといえます。こうした地域特性を活かしながら、さらに人間性を尊重し、安全・安心で住みやすく、文化性の高い都市を目指して、市民との協働でまちづくりを進めることが審議会での意見の中心となっています。	まちの成り立ち、発展可能性、目指すべきまちづくりの方向性などについて明記し、条例の目的、基本原則などを総括的に説明します。
2	総則	目的	条例制定の目的、果たすべき役割について、前文の内容を受けて明らかにし、誰が、何のために、どのようにまちづくりを進めるのかを明確化することを目指しており、審議会では、市民と市行政が協働すること、市民一人ひとりの取り組みが必要であることを中心に議論が進められ、市民福祉の向上や環境との共生などを実現する社会を目指すことを重視しています。	条例制定の目的、市条例における最高規範性、「市民」「協働」など主な言葉の定義を明記します。
3	総則	最高規範性	この条例が、市の条例の最高規範であること、自治を進める基盤であることについて議論しているほか、宣誓義務について検討しています。	
4	総則	定義	「市民」の定義について、越谷市に住民票を置く人だけでなく、外国人登録している人、一定の期間越谷市に生活している人(登録にかかわらず)、通勤・通学者、市内の法人・団体などすべてをその範疇に含めることを議論しています。今後、「住民」についての定義の議論をさらに進めますが、「準市民」という新たな枠を定義してはどうかという意見もあります。このほか、「協働」について、市民・行政・議会の対等な関係でまちづくりを考え実行することを議論しています。このほか、「コミュニティ」など、条例で多く使用される言葉の定義についても今後の議論の対象となります。	
5	自治の基本原則	参加及び協働の原則	自治の基本原則として、市民参加及び協働を進めるため、男女共同参画を含め、計画立案～実施段階などの各段階における市民参加を保障するとともに、市民・行政・議会のみまちづくりの協働を進めるための条件整備や仕組みをつくることの必要性を議論しています。	住民自治、団体自治の視点から、条例で示す自治の原則(尊重し、実現を目指すべき事項)について明記します。
6	自治の基本原則	情報共有の原則	自治の基本原則として、市民をはじめとする各主体間で情報を共有することの重要性を認識しています。そのために、まず、多くの情報を持つ行政や議会が情報を公開すること、そして、市民の知る権利に基づいて情報のバリアフリー化、情報格差の解消に努め、わかりやすい情報提供に努めること、さらに、市民間で情報交流するための環境づくりに取り組むことなどを議論しています。	

7	自治の基本原則	法令の自主解釈	国や県との対等な立場から、国の法令や県の条例に対して、市民福祉の向上や都市発展等の視点から市としての自主的な解釈を行い、規制面では「より厳しく」、給付面では「より厚く」といった条例を制定することができるという考え方を支持しています。また、より市民に近い「現場」を預かる行政としての、「現実的」「効果的」な運用解釈が必要であることなどを議論しています。	
8	自治の基本原則	財政自治の原則	財政的な地方分権を推し進めるうえで、国・県に縛られない、市独自の財政運営を実現することが必要であり、国・県に頼らない財源の確保やその用途について自立性をもって運用することの重要性について議論しています。	
9	自治の基本原則	対等及び協力の原則	地方分権一括法によって、市と国・県との対等性が確保され、機関委任事務(市が国・県の業務を下請機能的に肩代わりすること)が廃止されたことを受けて、市は国・県と対等な立場で協議を行い、協力し合うことについて、自治基本条例でもしっかり明記していくべきということを議論しています。	
10	市民	市民の権利	市民の権利として、まず、行政(まちづくり)に参画する権利、そしてそのために情報を得たり、発信したりする権利、さらに、各種の行政サービスを受けながら安心して、自分らしく生きる権利があるという議論が行われています。	市民の権利や責務(なすべきこと)、子どもの権利などについて、基本的な考え方を明記します。
11	市民	市民の責務	市民は前項の権利を有するとともに、その権利を維持・確保するためにも、法令の遵守や人権の尊重、そしてまちづくりへの参画と共助への責務を有するとともに、情報提供や環境保全の責務を負うものとする議論が行われています。さらに、サービスに対する負担やまちづくりへの負担などについても明記すべきという議論があります。	
12	市民	子ども	未来の越谷市を支える子どもについては、その定義を明らかにするほか、健やかな成長などの権利を有するものとして位置づけられ、そのためのまちづくりの目標や市民・地域の役割、行政の役割を議論しています。多様な意見がありますが、基本は地域で子どもを守り、育てることが基本となっています。	
13	コミュニティ	地域コミュニティ	協働によって地域コミュニティを育成する必要性を明記するとともに、地域住民の意識づくり、住民自治の仕組みづくり、体質改善など参加しやすい地域コミュニティづくりを進めることが、さまざまな地域課題の解決にも結びつくということを議論しています。	地域コミュニティや「地域」に縛られない新たなコミュニティに期待する役割や育成方針を明記します。
14	コミュニティ	市民活動団体	自治会などの「地域コミュニティ」とは異なる、「テーマコミュニティ」と呼ばれる地縁に縛られない市民活動団体については、協働のまちづくりの担い手として大きな期待が寄せられており、その活動への支援の必要性やネットワーク化、交流の重要性について議論しているほか、活動に関する相談窓口の必要性も検討しています。	

15	市議会	市議会の責務	市議会については、基本的に議会基本条例の制定を求めることを前提に、議会の基本的な役割や情報公開の必要性、多様な議会機能の強化について議論しています。	市議会や市会議員の責務について、基本的な考え方を明記します。
16	市議会	市会議員の責務	市会議員については、公正さ、市民の代表としての心構えのもとに、越谷市の現状・市民ニーズの把握、政策立案(起案)能力等の向上に努めながら、積極的にまちづくりの議論をリードしていくことが求められています。	
17	市長	市長の代表性と権限	市長は執行権の長として広範な権限を有しており、市民の信託を受けて積極的にまちづくりをリードし、市民を元気にしてくれるイメージがもたれています。	市長の代表性や権限、責務について基本的な考え方を明記します。
18	市長	市長の責務	市長の責務については、まちづくり全体にかかわる基本的な責務だけでなく、議会に対する責務や執行機関の長としての責務、市民に対する説明責任といった、幅広く、きめ細かな責務について議論しています。	
19	総合振興計画	基本構想	総合振興計画 - 基本構想の策定に関する市民参加の必要性、長期的な見通し(財政も含めて)による政策推進の一貫性などについて議論しています。	中長期的なまちづくりの指針となる総合振興計画について、策定のあり方や財政運営との連携について基本的な考え方を明記します。
20	総合振興計画	基本計画等	基本構想に基づく基本計画及び実施計画、各種の行政計画について、計画行政の推進と市民参加の視点から議論しています。	
21	執行機関	運営原則	執行機関の運営原則(行政運営の原則)については、民主的な運営、公正性、透明性、効率性などの追求といった議論を行っています。また、市民サービスの向上や厳しい財政状況に配慮した「選択と集中」による重点的・緊急的な課題への取り組みを進めることを議論しています。	行政運営を担う執行機関について、運営の原則や組織のあり方、説明責任・情報公開、行政評価等々の運営方針について明記します。
22	執行機関	組織	行政改革の方針を堅持しながら、さらに組織機構の改革や人材育成・適正配置、業務改革に取り組むべきだという議論を行っています。	
23	執行機関	説明責任・情報公開	各項目でも度々ふれられている説明責任と情報公開について、特に執行機関の有する膨大な情報を有効かつ効率的に、そしてわかりやすく市民に伝えることが求められています。また、個人情報などの情報管理、データ漏洩に対するセキュリティの確保、苦情処理の仕組みづくりなどについても議論しています。	
24	執行機関	市民参画・協働	執行機関の責務として、市民参画機会の確保に努めるとともに、NPOなどの市民活動団体との協働によるまちづくり活動の展開を積極的に進めることについて議論しています。このほか、地域コミュニティの育成にあわせた住民自治の新しい仕組みについても議論が及んでいます。	
25	執行機関	行政評価	執行機関内部による事務事業評価、外部評価による施策・政策評価の必要性について議論しています。	
26	執行機関	行政手続	行政手続については、期限等の基準の明確化と事務処理の適正な実施が必要であるという意見があります。意見公募手続(パブリックコメント)については、その充実を図る必要性について議論しています。	

27	執行機関	危機管理	市民の生命・財産を守るため、防災・地域安全対策への取り組みの重要性を明記し、関連計画や事業に繋げていきます。また、緊急事態への対応力を高めるとともに地域との連携体制の確保について明記することを議論しています。	
28	執行機関	委託・委任	入札や外部委託についての考え方を議論していますが、適正で市民活動の活性化にも寄与する委託・委任のあり方について検討しています。	
29	執行機関	連携・協力	国・県との対等な協力関係について明らかにするとともに、各都市が抱える共通課題を共に解決するための連携・協力関係について議論しています。	
30	市職員	市職員の責務	市職員については、資質の向上、職員倫理、公益の損失防止といった視点から議論しています。	市職員の責務について明記します。
31	財政運営	健全性の維持と情報公開	財政運営については、長期的な展望のもとで財政計画をたてながら健全財政の維持を図ることの必要性が議論されており、財政状況を市民にわかりやすく公表することも求めています。	財政計画や財政運営、情報の公開等の基本的な考え方を明記します。
32	住民投票	発議・請求と結果の尊重	住民投票については、結果が市長・議会の大きな判断材料となる「諮問型」であり、事案ごとに条例を別途定める「非常設型」として議論が進んでいます。住民投票制度の硬直化を懸念した結果であるといえます。	住民投票について、発議・請求の手続き、結果尊重の原則について明記します。